

苫小牧港へ入港する船長 各位

苫小牧港海上交通安全協議会
苫小牧海上保安署
苫小牧港管理組合

苫小牧港においては港内及び境界付近における船舶交通の安全を図るため、海事関係官庁及び海事関係者が集まり苫小牧港に入出航港する船舶に対して、次の事項を守ってもらうように定めましたのでお知らせします。

1 管制信号及び入出航の基本

(1) 管制信号

- イ 入出航する船舶については、予定時刻を信号所に通報するものとする。また、変更する場合も同様とする。
- ロ 総トン数10,000トン以上の危険物を積載した船舶及び船の長さが200米以上の大型船が入出航する際は、船舶交通の制限（第4信号）により入出航するものとする。
- ハ 前口項該当船以外の大型船（船の長さ170米以上200米未満）の、ソーダグループ岸壁及び晴海埠頭の着離さんは次によるものとする。
 - (イ) 出船着さんする場合は、第4信号により入航するものとする。
 - (ロ) 入り船着さんから出航する場合は第4信号によるものとし、同信号発信で離さんし、回頭海域で所定の動作が完了したことを管制官が目視あるいはレーダー等で確認した時点で同信号を解除する。

(2) 入出航及び港内移動

- イ 同一信号で出航する船舶は、港口に近い方から出航することが望ましい。
- ロ 船舶交通の制限（第4信号）が解除又は、朝の一斉入航の場合には、港口に近い船舶から入航することが望ましい。ただし、同一場所から入航する場合は、港の奥側に向かう船舶の順で入航することが望ましい。
- ハ 日軽中央埠頭、同東埠頭に入航着さんする大型船（船の長さ170米以上200米未満）は、原則として入り着さんとする。止むを得ず出船着さんする場合は、入航船の最後尾で入航するものとする。ただし、第1区かに向かう同航船舶のない場合は、この限りでない。
- ニ 2区から1区に移動する船舶は入航信号で、かつ、港口に入航船がない時に限り移動するものとする。
- ホ 1区から2区に移動する船舶は出航信号で、かつ、2区内に出航船がない時に限り移動するものとする。
- ヘ 管制対象外の船舶は、管制信号に従っている船舶の進路を妨げないように航行す

るものとする。

ト P I 保険の未加入船及び加入状況が不明な船舶の入出港に対しては、その大きさに応じて都度協議し、水先人の乗船又は曳船の使用、或いは前路警戒船を付けるものとする。

(3) 入出航に対する注意

苫小牧港は、南東の風及びうねりに影響され易いので、入出航には注意を要する。

2 濃霧等狭視界時の基本

- (1) 視界が500米以上1,000米以下の場合は、入出航注意とする。この場合、管制対象外の船舶であっても、管制信号に従うものとする。
- (2) 視界が300米以上500米未満の場合は、入出航中止とする。ただし、危険物を積載した船舶以外の船舶は航路警戒船を配備して入出航できるものとする。この場合、管制対象外の船舶は、管制信号に従い航路警戒船を配備して入出航できるものとする。
- (3) 視界が300米未満の場合は、全船入出航中止とする。ただし、緊急な場合で予め港長の指示を受けた船舶は除く。

3 水先人の乗船

- (1) イ 総トン数6,000トン未満の船舶には、水先人の乗船を推奨すること。
ロ 総トン数6,000トン以上の船舶には、極力水先人を乗船させること。
ただし、フェリー、内航定航船（自動車専用船、RO/RO、コンテナ、タンカー等）及び当港に常時入出航する船舶で当港の港湾事情を熟知している船舶については、船長判断によることができる。
- (2) 第4信号に従って移動する船舶には水先人の乗船を義務づけること。

4 曳船の援助

- (1) 適当な馬力のスラスターを装備していない船舶
イ 総トン数2,000トン以上6,000トン未満の船舶は、1隻以上の曳船を使用することが望ましい。
ロ 総トン数6,000トン以上の船舶は、極力2隻以上の曳船を使用すること。
- (2) スラスター装備船であっても、深喫水船で回頭を伴う場合又は強風時下においては、適当な馬力の曳船1隻以上を極力使用すること。
- (3) 西ふ頭以北の岸壁に離着岸する総トン数6,000トン以上の船舶で回頭を伴う場合は、東ふ頭岸壁南側の工事期間中に限り、狭視界時（視界が300米以上500米未満の場合）には、曳船1隻以上を極力しようすること。

5 錨泊に関する基本

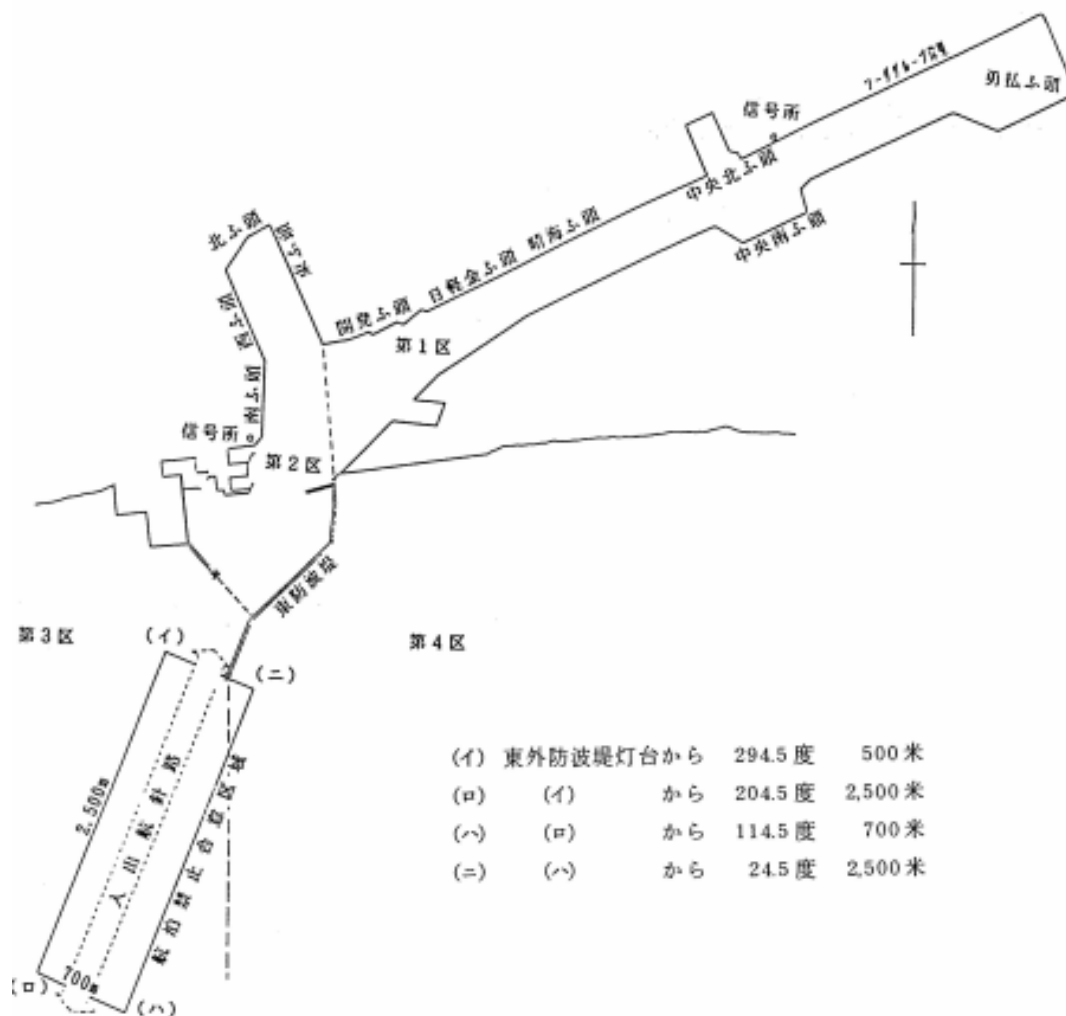
(1) 錨泊

イ 3区、4区に錨泊する船舶は、船名、錨泊地点、錨泊時刻、抜錨予定時刻及び東外防波堤灯台の通過予定時刻を信号所に連絡するものとする。

ロ 南から南東の風が強吹する荒天時の防波堤外の錨泊は、走錨、錨鎖切断等の危険が多いので、可能な限り当該海域の錨泊は避けるものとする。

(2) 錨泊の禁止

港口付近は船舶がふくそうする海域で当該海域における入出航船舶の安全を確保するため、次の4点を結ぶ線により囲まれた海域(港口から沖合に至る航路筋)は錨泊しないものとする。



6 注意喚起信号等

1区から出航する船舶は、開発埠頭（フェリー埠頭）前面付近で長音1回の汽笛、又はサイレンの信号を行うものとする。2区から出航する船舶でこの信号を聞いた時は、長音1回の汽笛、又はサイレンで応答すること。

苫小牧海上交通安全協議会により監修された
資料を元にホームページ用に編集を行い掲載しています

7 無線機による連絡設定

入出航船舶は、無線機（VHF、c h 1 6）を常時聴取し、船舶相互の動静把握に努めること。

苫小牧海上交通安全協議会により監修された
資料を元にホームページ用に編集を行い掲載しています

苫 小 牧 海 上 交 通 安 全 協 議 会

事務局 苫 小 牧 海 上 保 安 署 内
苫小牧市港町1丁目6番15号
TEL (0144) 36-4999
FAX (0144) 36-7407

平成8年1月